

## 士別市公告第105号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び士別市契約事務に関する規則（平成17年規則第41号）第3条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

なお、この公告に疑義がある場合は、質問書を提出し説明を求めることができる。

ただし、入札後、この公告についての不知不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

令和7年6月6日

士別市長 渡 辺 英 次

### 記

#### 1. 入札に付する事項

- (1)件 名 令和7年度士別市立小中学校 学習者用1人1台端末更新（LTE 端末）
- (2)事業概要 士別市立小中学校の学習用端末131台の更新を行う。  
※詳細は別紙仕様書のとおり
- (3)履行場所 士別市教育委員会が指定する場所
- (4)履行期間 令和8年3月31日まで
- (5)予定価格 事後公表

#### 2. 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6～7年度士別市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 過去5年間において、国又は道若しくは市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している者であること。
- (5) 市税等について未納がない者であること。
- (6) 入札しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

##### ア. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①の場合については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ. 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ. 暴力団員であると認められる者

エ. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ. 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ. 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(8) Chrome Education Upgrade Distributor Authorized Reseller であること。

### 3. 入札参加申請

この入札に参加を希望する者は、次の書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出する書類

ア. 一般競争入札参加資格確認申請書

イ. 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書

ウ. 業務履行実績調書

エ. 委任状（入札時）※入札等に関する権限を支店、営業所等に委任する場合

(2) 提出場所

〒095-8686 北海道士別市東6条4丁目1番地 士別市役所総務部財政課

(3) 提出期間

公告の翌日から令和7年6月26日(木)までの午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除くものとする。

#### (4) 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送については、提出期間に必着のこと。

#### (5) 提出書類様式の入手方法

土別市役所ホームページにおいて、ダウンロードできる。また、書類提出先において、無償で配布する。

#### (6) 入札参加資格の確認

申請書等を受理した者のうち入札参加資格のない者には、令和7年7月4日(金)までに文書により通知する。

#### (7) 入札参加申請の取下・辞退

一般競争入札参加資格確認申請書提出後に入札参加の取下・辞退をする者は、書面で届け出ること。

#### (8) その他

ア. 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ. 提出された申請書及び資料等は返却しない。

### 4. 入札方法等

(1) 入札参加者は、本公告を熟知のうえ、応札すること。

(2) 入札書記載金額については、次のとおりとする。

総価で入札に付する。

入札金額の内訳は、端末本体（キッティング作業費及びMDMライセンスを含む）とし、入札書に記載する金額は、端末本体1台あたりの単価を見積もったうえで、別紙「積算内訳書」記載の数量を乗じ総額を算出し、その110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を記載すること。また、入札金額には、契約履行に要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、積算は別紙「積算内訳書」に基づき行うこと。

また、契約価格は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額に相当する額を加算した金額とする。

(3) 入札金額の算出基礎として、積算内訳書を作成し、入札書に添付して提出すること。

(4) 入札者は、所定の入札を8. に指定する日時及び場所に持参し、投函すること。（郵送又はファックスによる入札は認めない。）

### 5. 入札心得等

(1) 代理人が入札する場合には、委任状を提出すること。

(2) 入札書の日付は、本公告に記載の開札日を記入すること。

(3) 次に該当する入札は、無効とする。

ア. 資格のない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札

イ. 記名押印のない入札書

ウ. 金額を訂正した入札書

- エ. 入札者（代理人）が同一件名に2つ以上の入札をしたとき
- オ. 記載事項が不明確な入札書
- カ. 入札に関し不正、不穩当の行為があった者の入札
- キ. その他入札に関する条件に違反した場合

(4) 入札の中止等

- ア. 入札までの間にやむを得ない事由のため、入札を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。
- イ. 落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、この落札を取り消す。

## 6. 入札に関わる質問

入札に関して質問がある場合は、次の方法で質問書（任意様式）を提出すること。

(1) 質問書の記載事項

- ア. 会社等の商号又は名称
- イ. 担当者の所属・職・氏名・連絡先（電話・FAX・メール）
- ウ. 提出日
- エ. 通し番号
- オ. 質問に関わる公表資料の名称及び該当箇所
- カ. 質問の内容

(2) 質問書の提出期限

**令和7年7月2日（水）午後4時まで**

(3) 質問書の提出方法

持参、郵送、FAXまたはメールによる。なお、質疑をした者は、必ず電話で受理の確認を行うこと。

- ア. 住所 〒095-8686 北海道士別市東6条4丁目1番地 士別市役所総務部財政課
- イ. FAX 0165-22-1934
- ウ. Eメール [zaiseika@city.shibetsu.lg.jp](mailto:zaiseika@city.shibetsu.lg.jp)

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、本市ホームページにより**令和7年7月9日（水）**まで随時掲載する。

## 7. 入札保証金及び契約保証金の有無

- (1) 入札保証金 士別市契約事務に関する規則第6条第2号の規定に基づき、免除する。
- (2) 契約保証金 士別市契約事務に関する規則第28条第3号の規定に基づき、免除する。

## 8. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 **令和7年7月10日（木）午前10時30分**
- (2) 場所 北海道士別市東6条4丁目1番地 士別市役所2階201会議室

## 9. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 有効な入札書を提示した者のうち、落札者となるべき価格で入札した者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 開札の結果、落札に至らない場合は直ちに初度の入札参加者で再度入札を行うことができるが、この場合の再度入札の回数は原則1回とする。再度入札によってもなお落札者がいないときは原則当該入札を打ち切り、再度公告入札を行う。ただし、当該入札における予定価格と最低入札価格との開差から、随意契約が可能と認めることができる範囲内の場合は、最低価格の入札者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約できるものとする。  
なお、初度の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。

## 10. 支払条件

納入後一括払いとする。

## 11. 契約条項

別途示したとおり。

## 12. その他

- (1) 入札参加者又は落札者が本公告に関することに要した費用については、全て当該入札参加者又は落札者が負担するものとする。
- (2) 入札結果（入札者名、入札額等）は、本市ホームページで公表する。

## 13. 入札に関する問い合わせ先

〒095-8686 北海道士別市東6条4丁目1番地

士別市役所総務部財政課契約管財係 電話0165-26-7785